

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和四年九月十三日

指令川建セ第〇四〇〇七〇号

二 検査済証番号

令和四年十月二十五日

川建セ第〇四〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井字日向四百十七番五、四百十七番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市松山町一丁目八番八号 イースト・ウイステリア二〇二号室

小鷹 俊介